

北部大阪都市計画地区計画の決定（茨木市決定）

都市計画大阪大学地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	大阪大学地区地区計画	
位 置	茨木市美穂ヶ丘地内	
面 積	約21.8ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、千里丘陵に位置した大阪大学吹田キャンパスとして学術研究施設、附属病院等が立地している地区である。また、同大学は、吹田市及び茨木市にまたがる広大な敷地を有しており、周辺には万博記念公園があり、閑静な住宅地や共同住宅なども立地するみどり豊かな丘陵地である。</p> <p>本地区では、大学の存在を地域の貴重な資源としてとらえ、学術・研究の高度化や先端医療へ対応できる良好な学術・研究、医療環境を土地の高度利用、建物の集約化を行うことにより確保しつつ、敷地内の豊かなみどりを維持保全することにより周辺環境との調和を図り、地域に開かれた魅力的な景観の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、良好な学術・研究、医療環境の形成を図るため、地区を区分し、以下の方針のもとに適正な土地利用を図る。</p> <p>(1) 緑化保全地区</p> <p>みどり豊かな地区として、万博記念公園、千里緑地、千里北公園、西穂積丘陵等をつなぐみどりのネットワークの形成や区域の中央に広がる里山等の維持保全を図る。</p>
		<p>(2) 学術研究地区B地区・学術研究地区C地区</p> <p>学術研究施設等の充実を図るとともに、地域に開かれた魅力的な歩行者空間やオープンスペースの形成を図る。</p>
地区施設の整備方針	<p>本地区の主要な動線となる歩行者通路を地区施設として位置付けることにより、地域に開かれた魅力的な歩行者空間の形成を図る。</p>	

	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次のような周辺環境と調和のとれた建築物等の規制、誘導を図る。</p> <p>(1) 敷地内に緑地や空間を確保するため、建築物の建蔽率の最高限度を定める。</p> <p>(2) 学術研究施設等の充実を図るとともに、地域に開かれた魅力的な歩行者空間やオープンスペースの形成を図るため、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p> <p>(3) 周辺地域との調和を図りつつ、高度な学術・研究、医療機関としての役割を確保するため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>(4) みどりのネットワークの形成をはじめ、区域内の豊富な緑の維持保全を図るため、建築物の緑化率の制限及び現に存する樹林地、草地等で良好な学術・研究のための空間確保に必要なものの保全を図るための制限を定める。</p>
--	-----------	---

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置と規模		<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通路（1）（幅員約2.0m、延長約670m） ・歩行者通路（2）（幅員約2.0m、延長約100m） ・歩行者通路（3）（幅員約2.0m、延長約110m） 		
	地区の区分	地区の名称	緑化保全地区	学術研究地区 B地区	学術研究地区 C地区
		地区の面積	約6.8ha	約14.5ha	約0.5ha
	建蔽率の最高限度		10分の3		
	壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁又はこれにかわる柱の面は計画図に示す位置を超えてはならない。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。</p> <p>(1) 建築物又は建築物の部分の軒の高さが5m以下であるとき。</p> <p>(2) 歩行者の利便に供する建築物又は建築物の部分であるとき。</p>		
	建築物の高さの最高限度		10m	43m	45m
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺の街並みとの調和を図るものとし、敷地については、緑化に努めなければならない。		
	建築物の緑化率の最低限度		10分の2.5		
	土地の利用に関する事項	現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	周辺の良好な居住環境及び学術・研究、医療環境の確保のため、計画図に示す位置の範囲内の樹林地等の緑地を維持・保全しなければならない。ただし、公益上又は管理上やむを得ない場合は、この限りでない。		

「区域、地区施設の配置と規模、地区の区分、壁面位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び現に存する樹林地等の制限は計画図表示のとおり」

土地利用計画図

